

# 区からのお知らせ

## SUGINAMI INFORMATION

### 子育て・教育

#### 私立・国立小学校の新入生に防犯ブザーを貸与します

区内在住で、4月から私立・国立小学校などに入学する1年生を対象に、防犯ブザーを無料で貸し出します。保険証などお子さんの年齢が確認できるものを持参してください。

**図** 危機管理対策課(区役所東棟5階) = 3月18日(月)~29日(金)午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日を除く) ▶ **区民課区民係(東棟1階)** = 3月30日(土)午前9時~午後5時 ▶ **各区民事務所** = 3月18日(月)~29日(金)午前8時30分~午後5時(日曜日、祝日を除く。水曜日は午後7時まで。23日(土)は午前9時から) **図** 危機管理対策課 **区** 区立小学校に入学する方は、学校から貸し出します

#### ㊦医療証・㊧医療証を送付します

##### ◇小学校に入学する子

現在、㊦医療証(乳幼児医療証)をお持ちの方で、4月から小学校へ入学する新1年生の保護者宛てに、㊦医療証(義務教育就学児医療証)を3月下旬に送付します(申請不要)。

4月以降、都内の医療機関(調剤薬局を含む)で受診等をする場合は、今回送付する㊦医療証を必ず提示してください。

##### ◇中学校を卒業する子

現在、㊦医療証をお持ちの方で3月に中学校を卒業する方は、4月から㊦医療証の資格が喪失します。

なお、保護者が、㊧医療証(ひとり親医療証)をお持ちの場合は、お子さんの氏名が記載された㊧医療証を3月下旬に送付します(申請不要)。

※3月中旬に区外へ転出した場合は対象になりません。送付した㊦医療証は返却してください。

※中学校卒業後にほかの公費負担医療制度(㊨・㊩・㊪)を希望する方は、別途手続きが必要です。各担当窓口へご相談ください。

㊦・㊧医療証は子育て支援課、㊨・㊩医療証は障害者施策課、㊪医療証は各保健センター

### 保険・年金

#### 国民年金への切り替えをお忘れなく

国民年金制度では、他の公的年金に加入しておらず、国内に居住する20歳以上60歳未満の全ての方に、国民年金への加入が義務付けられています。

加入種別は次の3種類に分かれていて、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

##### ◇国民年金の加入種別

**第1号被保険者**=自営業・学生・アルバイトなどで、次の第2号被保険者・第3号被保険者以外の方 ▶ **第2号被保険者**=厚生年金に加入している方 ▶ **第3号被保険者**=第2号被保険者に扶養されている配偶者

第2号被保険者が退職すると第1号被保険者となるため、届け出が必要です。また、その方に扶養されている配偶者(第3号被保険者)がいる場合、その方も第1号被保険者への切り替えが必要です。

第1号被保険者への切り替えの手続きは、国保年金課国民年金係(区役所中棟2階)または区民事務所で行ってください。必要書類などの詳細は、お問い合わせください。なお、第2号被保険者・第3号被保険者への加入手続きは、勤務先を通して行います。

**図** 国保年金課国民年金係

### 健康・福祉

#### 定期予防接種

##### ◇31年度以降の高齢者肺炎球菌予防接種

高齢者肺炎球菌予防接種は肺炎球菌感染症に係る定期予防接種として、26~30年度に経過措置で、65・70・75・80・85・90・95・100歳となる日の属する年度の初日~当該年度に末日にある方に対し実施していました。

厚生労働省は、引き続き31~35年度に、この経過措置を延長しました。なお、これまで同予防接種を受けたことのある方は対象者から除外されます。

詳細は、「広報すぎなみ」等でお知らせします。

##### ◇風しん対策定期予防接種

風疹流行の拡大を受け、抗体保有率が低い昭和37年4月2日~昭和54年4月1日に生まれた現在39~56歳の男性は、予防接種法に基づく風疹定期予防接種の対象になります。

なお、風疹定期予防接種の前提として、風疹抗体

検査を受け抗体価が低いことなどの条件があります。詳細は、「広報すぎなみ」等でお知らせします。

**図** 杉並保健所保健予防課 ☎3391-1025

### 募集します

#### 区営住宅駐車場の使用者

**図** 使用期間=原則、1年間。更新可。更新料なし ▶ **住宅名(所在地)**・**月額使用料**=下表のとおり ▶ **申し込み資格**=①区内在住で、そのことが住民票などで証明できる②使用する駐車場から約2km以内の範囲に存する住宅・事務所・店舗等において居住、または業を営む者であるなど ▶ **自動車の種別**=軽・小型・普通(自動車の形状等により申し込みをお断りする場合があります) ▶ **保証金**=月額使用料1カ月分 **申** 申込書(住宅課(区役所西棟5階)で配布。区ホームページからも取り出せます)に必要書類を添えて、同課へ郵送・持参(申込順) **図** 同課 **区** 車検証等の提出が必要。空き区画についてはお問い合わせください

住宅名(所在地)	月額使用料
成田東二丁目第二アパート(成田東2-29-5)	1万8000円
久我山五丁目第二アパート(久我山5-19-1・2)	
富士見丘アパート(久我山2-21-1~3)	

### 相談

#### 不動産総合相談会

**図** 4月5日(金)午前10時~午後4時 **場** 区役所1階ロビー **図** 調査・売買・登記など不動産に関すること **図** 東京土地家屋調査士会杉並支部事務局 ☎3323-3431、東京都宅地建物取引業協会杉並支部事務局 ☎3311-4937、東京司法書士会杉並支部事務局 ☎6427-8831 **区** 関係資料がある場合は持参

#### シニアのための就業・起業・地域活動個別相談

**図** 4月6日(土)午前9時~午後5時(1人45分程度) **場** ゆうゆう高円寺南館(高円寺南4-44-11) **区** 区内在住・在勤でおおむね55歳以上の方 **申** 電話で、ゆうゆう高円寺南館 ☎5378-8179

## 4月の各種健康相談(予約制)の記載があるものの申し込みは、各保健センターへ。

保健センター名	子育て相談・交流	母親学級(予約制)	平日パパママ学級(予約制)	離乳食講習会	乳幼児歯科相談(予約制)	歯みがきデビュー教室(予約制)	栄養・食生活相談(予約制)	ものわすれ相談(予約制)	心の健康相談(予約制)
荻窪 (荻窪5-20-1) ☎3391-0015	18日(木) 午前9時15分~10時15分	10日(水) 17日(水) 24日(水)	-	24日(水) 午後1時30分~3時30分 ★電話で申し込み。(35名。申込順)	午前 12日(金) 26日(金) 午後 11日(木)	25日(木) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	12日(金) 午前9時~正午	4日(木) 午前9時45分 22日(月) 午後1時30分	10日(水) 午後1時30分
高井戸 (高井戸東3-20-3) ☎3334-4304	8日(月) 午前9時15分~10時	-	-	10日(水) 午後1時30分~3時30分	午前 8日(月) 15日(月) 午後 -	-	4日(木) 午前9時~正午	2日(火) 午後1時30分	18日(木) 午後1時30分 26日(金) 午前9時30分
高円寺 (高円寺南3-24-15) ☎3311-0116	25日(木) 午前9時30分~10時15分	5日(金) 12日(金) 19日(金)	22日(月) 午後1時30分~4時	15日(月) 午後1時30分~3時30分	午前 16日(火) 午後 4日(木)	-	16日(火) 午前9時~正午	26日(金) 午後1時15分	5日(金) 午後2時 11日(木) 午後1時30分
上井草 (上井草3-8-19) ☎3394-1212	24日(水) 午前9時~10時	-	-	23日(火)午前10時30分~午後0時30分(生後9カ月頃から) ★電話で申し込み。(28名。申込順)	午前 24日(水) 午後 10日(水)	-	-	8日(月) 午前9時30分	22日(月) 午後1時30分
和泉 (和泉4-50-6) ☎3313-9331	19日(金) 午前9時15分~10時15分	-	-	18日(木) 午後1時30分~3時30分	午前 11日(木) 午後 24日(水)	17日(水) 午後1時15分 午後1時55分 午後2時35分	-	17日(水) 午後1時45分	2日(火) 午後1時30分

※1 杉並区に転入し、妊婦・乳幼児健診受診票、予防接種予診票が必要な方は、各保健センターまたは子育て支援課母子保健係(区役所東棟3階)へ。  
 ※2 ベビーカー等の盗難が発生しています。会場は狭いためベビーカーで回ることができません。チェーン錠を付けるなど各自ご注意ください。

**歯の健康相談** 13日(土)午後2時~4時30分。問い合わせは、杉並区歯科医師会(阿佐谷南3-34-3 ☎3393-0391)へ。

**凡例** 時日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) 申申し込み(記載のないものは直接会場へ)  
 図問い合わせ 他その他 区Eメールアドレス HPホームページアドレス

その他

住民基本台帳の閲覧状況の公表

30年10～12月の住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を区ホームページで公表しています。

◇住民基本台帳の一部の写しの閲覧とは

住民基本台帳に記録されている項目のうち、氏名・住所・生年月日・性別の4項目を閲覧するものです。閲覧申請が認められた場合、必要最小限の範囲で前述4項目の閲覧が可能となります。

◇閲覧が認められる理由

- 原則、以下の理由以外認められません。
  - ・官公庁が職務として請求する場合
  - ・公益性の高い調査研究に利用する場合
  - ・公共的団体が公益性の高い活動に利用する場合
- ※閲覧の際は区職員が立ち会います。  
 図 区民課住民記録係

31年度杉並区食品衛生監視指導計画を策定

食品衛生法の規定に基づき公表します。

◇概要

- ①カンピロバクター・ノロウイルス等の食中毒防止

対策②食品衛生の国際標準であるHACCPの実施に向けた導入支援③食品添加物・表示の適正指導④消費者・事業者・行政間のリスクコミュニケーション推進

◇閲覧場所

杉並保健所(荻窪5-20-1)、保健センター、区政資料室(区役所西棟2階)、区民事務所、図書館、消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並)。区ホームページからもご覧になれます

◇閲覧期間

3月28日まで(杉並保健所・区ホームページでは期間を過ぎてもご覧になれます)

図 杉並保健所生活衛生課食品衛生担当 ☎3391-1991

京王井の頭線  
西永福駅

31年度登録制自転車置場の利用申請を  
追加で受け付けます

—— 問い合わせは、土木管理課自転車対策係へ。

追加募集する置場

京王井の頭線西永福駅(Cブロック〈下図参照〉)。  
 ※Cブロックは、整備工事の実施に伴い、12月以降(予定)、現在地から代替地(浜田山1-33)に駐車場所を移転します。他のブロックへの変更はできません。駐車場所の移転にご理解とご協力をお願いいたします。

利用期間

4月1日～32年3月31日

登録条件

- 次の①～③全ての条件を満たす方。
- ①区内または隣接する区・市に住所または通勤・通学先などがある

- ②通勤・通学などのため、駅までの往復に自転車を利用し、駅から電車またはバスを利用する
  - ③自宅や通勤・通学先などから駅までの距離がおおむね400mを超えている
- ※自宅から駅までの通勤途中に保育園へ送迎している方は距離制限を緩和します。  
 ※通勤・通学のほか、学習塾・カルチャースクール・幼稚園の送迎・通院・介護で週3日以上自転車を利用する方も、①～③の条件を満たせば登録を承認します。買い物などでの登録はできません。

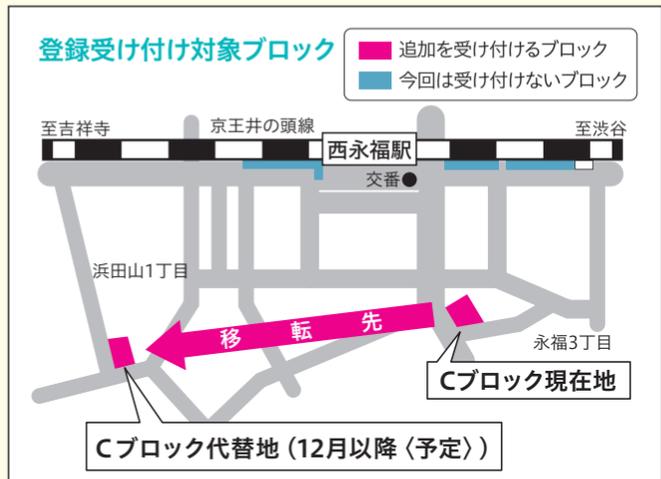
申し込み

申請書(土木管理課自転車対策係〈区役所西棟5階〉で配布)に必要書類(下表参照)を添えて、同係へ郵送・持参。

申請できるのは、1人につき1台(先着順)です。重複して利用申請があった場合は承認を取り消します。予定台数に達し次第、受け付けを終了します。

申し込みに必要なもの

対象	必要書類(写しても可)	登録手数料
全員	通勤・通学先などが確認できるもの(定期券、社員証、在勤証明書、学生証など) ※4月から新たに入学・就職予定の場合は、入学許可証、内定通知書など。	4000円
窓口書類を持参する方	上記に加え、住所の確認ができるもの(保険証、免許証、住民票など)	
登録手数料の減額・免除を申請する方は、上記のほかに次の書類が必要になります。		
4月1日現在、小中学生、または65歳以上の方	生年月日の確認ができるもの(保険証、免許証、住民票など)	2000円
右記(1)～(7)の身体障害者手帳などをお持ちの方および(1)～(5)免除対象者の介助者	(1)身体障害者手帳(2)精神障害者保健福祉手帳(3)愛の手帳(4)特定医療費(指定難病)受給者証(指定難病患者の方)(5)被爆者健康手帳(6)生活保護受給者証明書(7)中国残留邦人等への支援給付制度の受給者本人確認証	免除



急病診療と医療情報案内

小児科・内科・耳鼻咽喉科・外科・歯科

まず、電話で確認!  
保険証・医療証を  
忘れずに

☎3391-1599 休日等夜間急病診療所(荻窪5-20-1杉並保健所内)  
受け付けは終了30分前まで

小児科 平日:午後7時30分～10時30分  
 内科・小児科・耳鼻咽喉科 土曜日:午後5時～10時  
 日曜日・祝日:午前9時～午後10時  
 外科 日曜日・祝日:午前9時～午後5時



☎3398-5666 歯科保健医療センター(荻窪5-20-1杉並保健所内)  
 歯科 日曜日・祝日:午前9時～午後5時(受け付けは4時まで)

その他の医療機関案内、急病対応の説明

☎#7399(または☎5347-2252) 杉並区急病医療情報センター  
 土・日曜日、祝日:午前9時～翌日午前9時/平日:午後8時～翌日午前9時

☎5272-0303 東京都医療機関案内サービス(ひまわり)  
 コンピューターによる自動応答サービス。毎日24時間対応。

☎#7119(または☎3212-2323) 東京消防庁救急相談センター  
 24時間(年中無休)

3月28日(木)オープン 馬橋ほんむら公園

内住所 = 高円寺南3-16-12 ▶ 主な施設 = ミストポール、あずまやほか ▶  
 その他 = 車での来場不可

開園式

図 3月28日(木)午前10時～11時  
 場同公園 図式辞、来賓祝辞、テープカットなど 園みどり公園課公園整備係 開園式終了後、花鉢を200鉢配布(先着順。整理券を午前9時30分から配布)



区内空間放射線量等測定結果

2月に実施した、区内の空間放射線量率および区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定の結果、特に異常はありませんでした。詳細は、区ホームページでご覧になれます。

図空間放射線量率の測定については、環境課放射能対策担当。区立小中学校・保育園等の給食食材の放射能濃度測定については、学務課・保育課。放射能濃度測定の方法については、杉並保健所生活衛生課衛生検査係 ☎3334-6400

※申し込みは「広報すぎなみ」の発行日からとなります。  
 ※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。  
 ※新しい元号が決定していないため、すべて平成表記としています。

## 区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

### 「杉並区産業振興計画」を改定しました

改定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」に基づき、「広報すぎなみ」30年12月15日号などで計画案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。  
——問い合わせは、産業振興センター管理係 ☎5347-9134 へ。

●意見提出期間 = 30年12月15日～1月13日 ●意見提出件数 = 8件（延べ15項目）

#### いただいた主なご意見の概要と区の考え方

ご意見の概要	区の考え方
地域の資源である商店や商店会をもっと活用するべきであり、商店会連合会等と活用策を検討してほしい。	商店会は、地域活性化の核となる存在であり、区としても重要な地域資源の一つと認識しています。 商店会の経営力向上や組織力強化に向け、さまざまな補助制度により、各商店会が行う環境整備や魅力づくりの取り組みを支援するとともに、今後の新たな商店街活性化策についても、商店会連合会の皆さんと連携して検討してまいります。
農業と福祉の連携において、デイサービス等の事業と連携して軽度の農作業の場を作ってはどうか。	農業と福祉の連携については、今後、福祉部署等と連携を図り、障害者・高齢者等の農業体験の実施など、具体的な事業内容について検討していきます。
アニメーションミュージアムは、何よりも立地が大きな課題だと思う。移転の検討にあたり、駅至近に移転すれば、経済の活性化にも一役買うのではないかと考える。併せて移転の際は、アニメをモチーフにした看板等、案内も充実した方がいいと思う。	ご指摘いただいた点は、アニメーションミュージアムの課題として認識しており、杉並区区立施設再編整備計画において「立地や施設規模等を総合的に判断し、引き続き移転場所を検討します」としています。
アニメーションミュージアムを観光の拠点にするには、立地が良くない。アニメーションミュージアムを商業地域に移設させる。それが難しいようならば、商業地域に小規模の分館（アニメミュージアムギャラリー）を設置し、広報の拠点にすることはいかがか。	

改定後の「杉並区産業振興計画」の全文、いただいたご意見の概要と区の考え方は、産業振興センター（上荻1-2-1インテグラルタワー2階）、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館で4月13日まで閲覧できます（各閲覧場所の休業日を除く）。また、区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」）でもご覧になれます。

## 杉並保健所3階検診室 杉並区胃がん検診 （胃部エックス線検査） 廃止のお知らせ

杉並保健所3階検診室で実施していた胃がん検診（胃部エックス線検査）は、都合により、4月から廃止します。ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。



☎杉並保健所健康推進課健診係 ☎3391-1015

## 寡婦（夫）控除みなし適用事業を拡大します

28年度から区独自に実施してきた保育料等に加え、住民税等を基本として利用料等を決定している区の事業について、4月から未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除みなし適用を拡大します。

#### 対象

区内在住の未婚のひとり親家庭（事実婚の状態にある方は対象となりません）

#### 対象事業

ひとり親家庭等ホームヘルプサービスなど  
※詳細は区ホームページ（下2次元コード）をご覧ください。

※本事業は、新年度予算等に係る区議会での議決を経て実施するものです。



#### 注意事項

- 適用を受けるためには、申請が必要です。
- 税法上の控除を受けることはできません。
- みなし適用をしても負担軽減にならない場合があります。



☎子ども家庭支援センターひとり親家庭支援担当 ☎5929-1902

## 中央図書館の休館と荻窪臨時図書窓口の開設

中央図書館は大規模改修工事を行うため、4月1日～32年8月31日（予定）は休館します。

#### 荻窪臨時図書窓口の開設について

中央図書館の休館中、荻窪臨時図書窓口を郷土博物館分館（天沼3-23-1天沼弁天池公園内）に4月15日（月）から開設します。

同窓口では、予約資料の受け取り・返却を取り扱います。また、蔵書検索用のOPAC（オパック）を設置します。

▶開設日 = 月～土曜日の午前9時～午後8時。日曜日、祝日の午前9時～午後5時（第1月曜日、第3木曜日、年末年始を除く）▶電話番号 = ☎3398-2021（4月15日から）

#### 予約資料の受け取りについて

3月31日まで、中央図書館で受け取ることができます。

3月24日以降に中央図書館に準備ができた予約資料は、荻窪臨時図書窓口でも受け取れるように、置き置き期限を4月中旬まで延長します。

ただし、同窓口が開設するまで受け取ることができませんので、お急ぎの場合は、3月31日までに中央図書館で受け取るか、中央図書館までご連絡ください。



☎中央図書館 ☎3391-5754

ご存じですか

ひとり親家庭等  
子育て支援

区内にお住まいのひとり親家庭等の方の子育てを支援するため、次のような制度があります。手当や医療費助成の制度は申請をしないと受けることができません。各制度の対象要件に該当する方で、まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。また、悩み事の相談やホームヘルプサービス、休養ホームもご利用ください。

—— 問い合わせは、①～③は子育て支援課子ども医療・手当係☎5307-0785、  
④⑤は子ども家庭支援センター☎5929-1902へ。

## ①児童育成手当

18歳に達する日以後最初の3月31日までの、表1のいずれかの状態にある児童を養育している方で、所得制限限度額未満であれば、児童1人につき月額1万3500円の手当が支給されます。

## ②児童扶養手当

18歳に達する日以後最初の3月31日（児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満）までの、表1のいずれかの状態にある児童を養育している父または母、養育者で、所得制限限度額未満であればその額に応じて、児童1人目は月額1万30円～4万2500円、児童2人目は5020円～1万40円、児童3人目以降は1人につき3010円～6020円が支給されます（3月現在。物価スライド等により改定される予定）。

※要件に該当した日から平成15年4月1日で5年以上経過していると、受給対象とならない場合があります（父子家庭を除く）。

※申請者または児童が手当より低額の公的年金等を受給する場合には、その差額分が支給されます。

※所得制限限度額以上のため、手当が受けられない場合でも、翌年以降所得の減少などにより該当する場合がありますので、ご相談ください。

## ③ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後最初の3月31日（児童に中程度以上の障害がある場合は20歳未満）までの、表1のいずれかの状態にある児童とその児童を養育し、国民健康保険、社会保険等に加入している方で、所得制限限度額未満であれば、助成が受けられます。ただし、生活保護を受けているとき、医療費が他の公費等で賄われるとき等の場合は、助成は受けられません。

▶助成の範囲＝健康保険証を使って医療機関で診療などを受けたときに、窓口で支払う医療費の保険診療に係る自己負担分を助成します。ただし、申請者または扶養義務者等のいずれかが住民税を課税されている場合は、一部負担金をお支払いいただきます。

## ④ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

中学生以下の児童がいるひとり親家庭の親または養育者が、就労等で日常生活にお困りの場合、家事などを手伝えるホームヘルプサービスを提供します。

**内容** 食事の世話・住居の掃除・洗濯・育児など

**利用回数・時間** 月12回以内。午前7時～午後10時の間で、1時間単位

**費用** 所得に応じた費用負担あり

## ⑤ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親と子（20歳未満）が休養やレクリエーションのために区の指定施設を利用するとき、利用料金の一部を助成します。

**宿泊施設** 年度内1人2泊まで、1人1泊6500円を限度に助成。ただし、入湯税・冷暖房料・特別料理などは利用者負担

**日帰り施設** 東京ディズニーランド・東京ディズニーシー・東京ドームシティ アトラクションズ・サンリオピューロランド・としまえん・キッザニア東京。年度内1人1回1500円分の利用補助券を交付。ただし、利用者の年齢により利用補助券の額が1100円となる施設あり

## ①～③共通事項 所得制限限度額未満であるかは、このように計算します

## 1 A所得制限限度額を計算します

①～③とも表2の税法上の扶養人数から該当する所得制限限度額に、表2の㉗～㉙の該当する金額を加算した金額が所得制限限度額となります。

## 2 B所得額を計算します

①は29年中の所得金額から、表3の該当控除額（当該所得金額に対し受けた控除）を差し引いた後の金額が所得額となります。

②③は29年中の所得金額と29年中に児童の父または母から申請者と対象児童が受け取った養育費の8割相当額を合算し、表3の該当控除額を差し引いた後の金額が所得額となります。

※所得金額とは、確定申告をした方は確定申告書の「所得金額」、給与所得のみの方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」です。

※所得審査は、①は5月分まで、②は10月分まで、③は12月末日までが「29年中の所得」、その後は「30年中の所得」で行います。

## 3 AよりBが小さい場合、手当・助成の対象となります

ただし、②③で扶養義務者や配偶者がいる場合は、その方の所得についても同様に計算し、AよりBが小さいことが必要です。

## 表1 児童の状態

●父母の離婚後、父または母と生計を異にしている
●父または母が死亡している
●父または母に重度の障害（おおむね身体障害者障害程度等級2級以上）がある
●父または母が生死不明
●父または母に引き続き1年以上遺棄されている
●父または母が配偶者からの暴力（DV）で裁判所から保護命令を受けている
●父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
●婚姻によらないで生まれ、父または母と生計を異にしている

## 表2 所得制限限度額（3月15日現在）

扶養人数	①児童育成手当		②児童扶養手当		③ひとり親家庭等医療費助成	
	申請者	申請者	扶養義務者・配偶者等	申請者	扶養義務者・配偶者等	
0人	360万4000円	192万円	236万円	192万円	236万円	
1人	398万4000円	230万円	274万円	230万円	274万円	
2人	436万4000円	268万円	312万円	268万円	312万円	
3人	474万4000円	306万円	350万円	306万円	350万円	

㉗扶養人数が4人以上の場合は、1人増すごとに所得制限限度額は38万円増加します。

●扶養人数は、所得審査対象年の12月31日現在の所得税法上の扶養人数で、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も含みます

●扶養義務者とは、申請者と同居の直系血族および兄弟姉妹です

扶養人数に所得税法に規定する次の方がいる場合は、所得制限限度額に以下の金額を加算します（限度額が上がります）。

①老人扶養親族（1人につき）

●申請者の場合＝10万円

●扶養義務者・配偶者等で扶養人数が2人以上の場合＝6万円（扶養親族が老人扶養親族のみの場合、1人目は加算対象になりません）

②特定扶養親族および16～19歳未満の控除対象扶養親族（1人につき）

●申請者の場合のみ①児童育成手当＝25万円②児童扶養手当③ひとり親家庭等医療費助成＝15万円

## 表3 所得からの控除額（3月15日現在）

種類	控除額	種類	控除額
一律控除	8万円	特別寡婦控除（※）	35万円
寡婦・寡夫控除（※）	27万円	特別障害者控除（1人につき）	40万円
障害者控除（1人につき）	27万円	雑損・医療費・小規模企業共済等掛金・配偶者特別控除	控除相当額
勤労学生控除	27万円		

※②児童扶養手当③ひとり親家庭等医療費助成は、申請者が父または母の場合、寡婦・寡夫控除および特別寡婦控除はありません。

## まずはご相談ください ひとり親家庭の皆さん、仕事や家事などで悩んでいませんか？

ひとり親家庭に対し、子ども家庭支援センターや福祉事務所の母子・父子自立支援員が日ごろの悩み等の相談をお受けするとともに、ひとり親家庭のサービスをご案内します。また福祉事務所では、家庭相談員が養育や家族関係などの相談をお受けします。

## 相談内容

- (1)ひとり親家庭の生活一般  
(2)ひとり親家庭の父または母の就労支援など
- ひとり親自立支援プログラム策定
  - 就業支援専門員による支援
  - 自立支援教育訓練給付金
  - 高等職業訓練促進給付金
  - 高等学校卒業程度認定試験合格支援

- (3)18歳未満の子どもを養育している母子家庭で生活上の支援を必要とする方に対する母子生活支援施設への入居の相談  
(4)20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方が、経済的に自立して、安定した生活が送れるように、父または母の技能習得資金、お子さんの高等学校・専門学校・大学等に進学する際に利用できる修学資金等（12種類）の母子および父子福祉資金貸付の相談

①②は子ども家庭支援センター☎5929-1902、③④は福祉事務所（荻窪☎3398-9104／高円寺☎5306-2611／高井戸☎3332-7221）

## 新生児聴覚検査の費用助成がはじまります

—— 問い合わせは、子育て支援課母子保健係へ。

### 新生児聴覚検査について

都内の区市町村では、新生児聴覚検査を全ての赤ちゃんに安心して受けていただくために、31年度から検査費用の一部助成を開始します。助成を受けるには、妊娠届け出時に区が配布する「新生児聴覚検査受診票」が必要です。

**対象** = 4月1日以降に生まれる新生児 ▶ **受診票の有効期間** = 生後50日に達する日まで（生まれた日を0日とする） **4月1日以降に都外に転出する予定の方は、転出予定先の自治体にお問い合わせください。**

### 2月末日までに妊娠の届け出をした方

以下の条件の全てに当てはまる方に、3月下旬までに受診票を郵送します。

① 2月28日時点で杉並区に住民登録がある

② 出産予定日が3月16日以降

※受診票は出産予定日が前後することを考え、出産予定日が4月1日より前の方にもお送りしますが、費用助成の対象となるのは4月1日以降に生まれる赤ちゃんです。

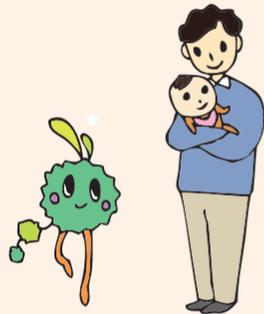
### 3月以降に妊娠の届け出をした方

「母と子の保健バッグ」に同封されている受診票をご利用ください。

※本事業は、新年度予算に係る区議会での議決を経て実施するものです。

### 「新生児聴覚検査」とは

生まれてすぐの赤ちゃんに聴覚障害の疑いがないかを調べる検査のことです。ささやき程度の音を赤ちゃんが眠っている間に聞かせ、その反応を見るもので、数分で行うことができ、痛みもありません。聴覚障害は、早期に適切な支援を開始することで、言葉の発達などへの影響が最小限に抑えられますので、検査を受けることをお勧めします。



## 4月に高円寺子ども家庭支援センターが開設

—— 問い合わせは、子育て支援課子ども家庭支援係 ☎5929-1902へ。

現在の子ども家庭支援センターに加えて、地域型の子ども家庭支援センターを高円寺に開設し、身近な地域できめ細かな支援を行います。

**主な事業** 子育てに関する相談・支援、児童虐待に関する相談

**所管地域** 高円寺および和泉保健センターの所管地域

**住所** 高円寺南3-31-3

**電話番号** ☎3315-2800（月～土曜日午前8時30分～午後5時〈祝日、年末年始を除く〉）



※地域型の子ども家庭支援センターは、高円寺のほか、今後段階的に2カ所（荻窪、高井戸）開設する予定です。

## 図書館で調べ学習をしませんか？

—— 問い合わせは、各図書館へ。

春休み期間中、図書館では子どもたちが会議室や多目的ホールを利用できます。利用できる図書館は下表のとおりです。

図書館	期間・利用時間・場所・対象
中央 ☎3391-5754	☎3月23日(土)～31日(日)午前9時～午後5時 場2階児童資料室 対小学生とその保護者、中学生
高円寺 ☎3316-2421	☎3月23日(土)～4月7日(日)午前9時～午後8時（日曜日は5時まで） 場2階YAコーナー 対小学生とその保護者、中学生 他保護者同伴でない小学生は5時まで
成田 ☎3317-0341	☎3月23日(土)～4月7日(日)午前9時～午後7時45分（日曜日は4時30分まで） 場2階集会室 他保護者同伴でない小学生は5時まで
南荻窪 ☎3335-7377	☎3月23日(土)～4月7日(日)午前9時～午後5時 場2階多目的ホール 対小学生とその保護者、中学生
下井草 ☎3396-7999	☎3月24日(日)～4月7日(日)午前9時～午後5時 場2階多目的ホール 対小学生とその保護者、中学生
高井戸 ☎3290-3456	☎3月26日(火)～4月7日(日)午前9時～午後8時（日曜日は5時まで） 場2階多目的ホール 他保護者同伴でない小学生は5時まで
方南 ☎5355-7100	☎3月26日(火)～4月7日(日)午後1時～5時 場多目的室
今川 ☎3394-0431	☎3月23日(土)～4月8日(月)午前9時～午後5時（日曜日は4時30分まで） 場2階多目的室 対小学生とその保護者、中学生

※休館日、行事等で使用する日を除く。

※中央図書館は、4月1日～32年8月31日（予定）は休館します。

## おあしす上井草 小規模多機能ホームが開設

**開設日** = 4月1日(月) ▶ **概要** = 通いを中心に、訪問・泊まりを柔軟に組み合わせる介護や支援を行う小規模多機能型居宅介護事業所 ▶ **所在地** = 上井草3-33-10（上井草園内） ▶ **定員** = 29名。通い18名。宿泊6名 ▶ **運営事業者** = サンフレンズ **開館** 開設準備室（同法人事務局内）☎3394-9833 **内覧会** を随時受け付け



## 特別養護老人ホーム さんが 山河が開設

**開設日** = 9月 ▶ **概要** = 全室個室で12名を1つの生活単位とする、ユニット型特別養護老人ホーム（看護小規模多機能型併設） ▶ **所在地** = 高井戸東3-30 ▶ **定員** = 144名。ショートステイ21名 ▶ **運営事業者** = さわらび会 **原則**、要介護3以上の方 **月額** 7～22万円程度（介護度および入所者・世帯員の所得により異なります） **申込書**（区内特別養護老人ホーム、ケア24、高齢者在宅支援課〈区役所西棟2階〉で配布。区ホームページからも取り出せます）を、区内特別養護老人ホームへ持参 **高齢者** 在宅支援課施設入所係 **すでに区内および区外協力特別養護老人ホームへ入所申し込みをされている方で、「山河」へ入所を希望する方も改めて変更の申し込みが必要**

# 南相馬市長からのメッセージ

杉並区の皆さまには、南相馬市へ温かいご支援をいただいていること、厚く御礼申し上げます。

震災前、人口が7万1000人だった当市ですが、現在は居住人口が5万4000人にまで回復しました。しかし、なお6000人の方が市外へ避難されているなど、復興はいまだ道半ばです。

旧避難指示区域の再生に向けて、本年1月には区民が集う場として「小高交流センター」を開所しました。さらに、利用者の立場に立った保育サービスの充実を図るべく認定こども園の整備を進めております。また、南相馬市の明日に向け、ロボット関連企業の誘致や起業家の人材育成・確保に向けた取り組みを推進するなど、ロボットテストフィールドを核としたさらなる新産業創出や人材育成に取り組んでまいります。

夏には、これまで震災により休止していた海水浴場を再開します。海浜総合公園一帯の整備も完了していますので、震災前のような人でにぎわう南相馬の夏となることを期待しております。

今後も、一歩ずつではありますが、誠心誠意、復興に向けたさまざまな施策に取り組んでまいりますので、杉並区の皆さまには、引き続き当市復興を見守っていただき、また、ご支援くださいますよう心からお願い申し上げます。

—南相馬市長 門馬和夫



▲1月26日に開所された小高区復興拠点施設「小高交流センター」

## みらい夢基金

南相馬市では「みらい夢基金」を創設し、次代を担う子どもたちの健やかな育成や地域の再生・活性化を図るための事業に活用しています。

これまでに、東日本大震災による遺児孤児を支援するための事業や、子ども自然体験学習事業、小中学校の学校図書の実充と読書活動を推進するための「杉並文庫」事業などに活用されています。

## 南相馬市への義援金にご協力を (災害復旧・復興のための寄附)

**振込先** 七十七銀行原町支店  
**口座番号** 普通預金9089683  
**口座名義** 南相馬市災害対策本部 本部長 門馬和夫 (ミナミソウマシサイガイタイサクホンブ ホンブチョウ モンマカズオ)  
※振込手数料がかかります。振り込みの控え(振込金受取書)を寄附金控除等を受けるための証明書に代えることができます。  
※区役所1階ロビーにも義援金箱を設置しています。

☎総務課

# 31年度 杉の樹大学 前期受講生募集



もっと広がる、もっと繋がる  
～杉並ではじめる「学び」の暮らし

31年度杉の樹大学前期講座内容一覧 (全8回要出席)

回	日程	内容
1	5月14日	チームづくりをはじめよう!
2	5月21日	キャリアデザインをはじめよう!
3	6月4日	ガーデニングをはじめよう!
4	6月11日	杉のある暮らしをはじめよう!
5	6月18日	ミス日本流! 健康な生活をはじめよう!
6	7月2日	お片付けをはじめよう!
7	7月9日	ボランティアをはじめよう!
8	7月16日	ダイアログ・イン・ザ・ダーク 目以外のなにかで、ものを見たことがありますか?

※いずれも火曜日。午前10時～正午

☑ 右表のとおり ☑ 高齢者活動支援センター (高井戸東3-7-5) ☑ 区内在住で60歳以上の方 ☑ 50名 (抽選) ☑ 右2次元コードから申し込み。または、はがき・ファクス (12面記入例) で、高齢者施策課 ☎5784-0533 ▶ 申込締め切り日 = 4月30日 (必着) ☑ 杉の樹大学運営事務局 ☎6427-1085



# カラスによる被害を減らしましょう



4～7月ごろはカラスの繁殖期にあたります。この時期の親鳥は非常に警戒心が強く、区民の方から「カラスに威嚇や攻撃を受けた」などの相談が数多く寄せられます。身近なところからカラス被害への対策をしましょう。

—— 問い合わせは、環境課生活環境担当へ。

## カラス被害への対策 4つのポイント

### ① 巣の材料になる針金ハンガーは片付けましょう

都会のカラスの巣は、ほとんどが針金ハンガーを材料として作られています。使った後は必ず片付けましょう。

### ③ カラスの餌場をなくしましょう

都会のカラスにとって、栄養豊富な食べ物を簡単に得ることができるごみ集積所は、格好の餌場です。カラスネットを利用するなど、ごみの出し方を工夫し、しっかりと管理しましょう。

### ② 巣を掛けやすい枝はなくしましょう

自宅の敷地内に葉や枝が多い樹木などがある場合は、適宜剪定を行い、枝に巣を掛けにくくしましょう。以前に巣を作られたことのある木は、早めに剪定をしましょう。

### ④ カラスの餌付けはやめましょう

カラスは人から餌をもらうことで人を恐れなくなり、より一層人と身近な環境で生活することになります。また、餌付けは生態系のバランスを崩す行為です。絶対にやめましょう。

## 襲われそうになったら

カラスに襲われそうになったら、巣の場所を確認し、そこを避けて迂回路を通るようにします。迂回ができない場合は帽子をかぶるか、傘を差して通るようにします。カラスは背後から頭を狙い、脚で蹴ってきます。

区では、民有地にカラスの巣があり、人に危害を加える恐れがある場合に、卵やひなの捕獲 (その際に巣の撤去) を行っています。相談は、環境課「有害鳥獣等相談110番」 ☎5307-0665 (月～金曜日午前8時30分～午後5時。祝日を除く) へ。

なお、民有地以外 (都立公園や電柱・鉄塔など) にあるカラスの巣については、各施設管理者へ相談してください。



「てくてく」は、春と秋の年2回、区で発行している交流自治体のいろいろな情報をお伝える情報紙です。「てくてくスポーツ」では、スポーツに特化した情報を「広報すぎなみ」でお知らせします。

——問い合わせは、文化・交流課 交流推進担当へ。

自治体	イベント名	概要
新潟県 小千谷市	信濃川河岸段丘 ウォーク	<b>50kmのウォーキング大会</b> 開4月29日(祝) 内①50km②25km③23km④15km⑤12km 費①2000円。中学生以下1500円②③1500円。中学生以下1000円④⑤1000円。中学生以下500円 甲大会ホームページ <a href="http://www.skd-walk.com/">http://www.skd-walk.com/</a> から4月10日までに申し込み 乙同実行委員会事務局 ☎0258-83-0077 丙小学3年生以下は保護者または引率者同伴。集合場所がコースによって異なります。詳細は、お問い合わせください
北海道 名寄市	なよろ憲法記念 ハーフマラソン	<b>今年で67回目の歴史ある大会</b> 開5月3日(祝) 場集合=名寄市民文化センター(北海道名寄市西13条南4-2) 内コース=20km、10km、5km、2km、746m 費3500円。小学生~高校生1500円。幼児1000円。親子ペア3500円 甲大会ホームページ <a href="http://hokkaido-sports-gassyuku.com/top/">http://hokkaido-sports-gassyuku.com/top/</a> から3月25日までに申し込み 乙同実行委員会事務局 ☎01654-2-2218
山梨県 忍野村	富士忍野高原 トレイルレース	<b>富士山のふもとで絶景を楽しむ</b> 開6月2日(日) 場集合=忍野中学校(山梨県南都留郡忍野村忍草1666-36) 内コース=①36.1km②23.9km③14.1km 丙中学生以上の方 費①6500円②5500円③4500円(③のみ中学生3000円) 甲大会ホームページ <a href="http://oshinotrail.jp/entry/">http://oshinotrail.jp/entry/</a> から3月31日までに申し込み 乙同大会事務局 ☎0555-84-2042

## 民営化宿泊施設等をご利用ください

### 協定旅館 湯の里「杉菜」

#### 直行バスのご案内

阿佐ヶ谷駅南口~湯の里「杉菜」の直行バスを運行します(宿泊予約時にお申し込みください)。

#### 運行時間

- 阿佐ヶ谷駅南口(午後1時)→湯の里「杉菜」(3時30分予定)
  - 湯の里「杉菜」(午前9時30分)→阿佐ヶ谷駅南口(正午予定)
- ※時刻は道路渋滞等により変更になることがあります。

#### 料金

片道2400円(往復4200円)。子ども=片道1500円(往復2700円)

#### 最少運行人数

10名(出発の6日前までに運行決定)

#### 申し込み・問い合わせ

電話で、湯の里「杉菜」(神奈川県足柄下郡湯河原町宮上279 ☎0465-62-4805)

#### 運行日程

4月	9日(火)~11日(木)・16日(火)~18日(木)・23日(火)~25日(木)
5月	7日(火)~9日(木)・21日(火)~23日(木)・28日(火)~30日(木)
6月	4日(火)~6日(木)・18日(火)~20日(木)・25日(火)~27日(木)
7月	2日(火)~4日(木)・16日(火)~18日(木)・23日(火)~25日(木)
8月	運行無し
9月	3日(火)~5日(木)・10日(火)~12日(木)・17日(火)~19日(木)・24日(火)~26日(木)



### 真田一族の居城・岩櫃城址にたたずむ コニファーいわびつ

#### 新緑の善光寺・小布施などを巡りフルーツ狩り体験する2泊3日のバスツアー

#### 日程

5月20日(月)~22日(水)・29日(水)~31日(金)、6月3日(月)~5日(水)・12日(水)~14日(金)・17日(月)~19日(水)・26日(水)~28日(金)

#### 行程(予定)

1日目=阿佐ヶ谷駅南口→トモエ乳業(工場見学)→昼食→茂林寺→コニファーいわびつ▶2日目=コニファーいわびつ→昼食→北斎館→小布施散策→善光寺→コニファーいわびつ▶3日目=コニファーいわびつ→弥勒寺→昼食→フルーツ狩り→阿佐ヶ谷駅南口

#### 料金(2泊3日<7食>お土産付き)

3万5800円(65歳以上・障害者3万3800円。3歳~小学生3万円)

※いずれも区民補助金適用後の料金。

区外の方はお問い合わせください。

#### 最少催行人数

15名(出発の7日前までに催行決定)



#### 無料送迎バス運行予定

阿佐ヶ谷駅南口~コニファーいわびつの直行バスを運行します(宿泊予約時にお申し込みください)。

#### 運行時間

- 阿佐ヶ谷駅南口(午後0時30分)→コニファーいわびつ(3時予定)
  - コニファーいわびつ(午前9時30分)→阿佐ヶ谷駅南口(正午予定)
- ※時刻は道路渋滞等により変更になることがあります。

#### 運行日程

4月	7日(日)~10日(水)・15日(月)~18日(木)・22日(月)~25日(木)
5月	27日(月)~30日(木)
6月	3日(月)~6日(木)・12日(水)~15日(土)・23日(日)~26日(水)
7月	1日(月)~4日(木)
8月	19日(月)~22日(木)
9月	2日(月)~5日(木)・24日(火)~27日(金)

#### 最少催行人数

5名(出発の6日前までに運行決定)

申し込み・問い合わせ 電話で、コニファーいわびつ(群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町4399 ☎0279-68-5338)